

4. 文部科学省

- 01 公立学校施設の耐震化等整備事業
- 02 社会教育による地域の教育力強化プロジェクト
- 03 学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業
- 04 へき地児童生徒援助費等補助金
- 05 豊かな体験活動推進事業（学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部）
- 06 イノベーションシステム整備事業（地域イノベーション戦略支援プログラム）
- 07 総合型地域スポーツクラブの育成推進事業
- 08 公立中学校武道場の整備
- 09 文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業
- 10 重要伝統的建造物群保存地区保存修理事業補助金
- 11 優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業

文部科学省 1

施策名	公立学校施設の耐震化等整備事業	予算額(百万円)	91,194 ※沖縄分を含む (内閣府において計上)
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条第1項・第12条第1項		
概要	国が果たすべき責務である義務教育をはじめとする教育の機会均等と水準の維持向上を図る観点から、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」等に基づき、地方自治体において学校教育の円滑な実施を確保するために行う学校施設整備に要する経費の一部を、国が補助する。		
対象者	交付先：都道府県及び市町村等		
対象事業	公立学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であり、災害発生時には地域住民の応急避難場所となるため、その安全性の確保と防災機能の強化は喫緊の課題であり、できる限り早期に耐震化・老朽化対策を図る必要があるため、地方公共団体の行う耐震化・老朽化対策事業を支援していく。 また、安全・安心で豊かな教育環境を確保するため、教室不足の解消、バリアフリー化、アスベスト対策、老朽化への対応、太陽光発電の導入、学校統合への対応、基本的教育条件整備等についても支援していく。		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新增築事業：原則 1/2 (沖縄県 8. 5/10) ○ 改築、補強、大規模改造事業等：原則 1/3 (改築事業は、沖縄県 7. 5/10) ○ 地震防災対策特別措置法の嵩上げを受けて実施する改築事業：1/2 ○ 地震防災対策特別措置法の嵩上げを受けて実施する補強事業：Is値0. 3未満 2/3 Is値0. 3以上 1/2 等 		
変更のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○耐震化事業等にかかる実施設計費等に関する補助対象範囲の拡充(上限1%の撤廃等) ○耐震化・老朽化対策に伴うエコ改修事業を計画的に推進するため補助メニューの新規創設(大規模改造(老朽：エコ改修)) 		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>国庫負担金を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 負担事業者(国庫負担金の交付受けようとする都道府県又は市町村等)が、当該国庫負担金の交付を受けて行おうとする事業について、「国庫負担事業認定申請書」(以下「認定申請書」という)を作成及び文部科学大臣に提出(市町村立の学校に係るものについては、都道府県教育委員会を経由して提出)。 ② 文部科学大臣は認定申請書に基づき審査を行い、国庫負担事業として認定。 ③ 負担事業者は、認定申請書についての「国庫負担金交付申請書」(以下「交付申請書」という)を提出 ④ 文部科学大臣は、交付申請書に基づき審査を行い、交付決定を行う。 ⑤ 負担事業者は、国庫負担事業が完了したとき又は国の会計年度が終了したときは、「実績報告書」を文部科学大臣に提出。 ⑥ 文部科学大臣は、実績報告書に基づき審査を行い、額の確定。 <p>学校施設環境改善交付金を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地方公共団体は、文部科学省告示として定めた施設整備基本計画に即して、施設整備計画を作成及び文部科学大臣に(市町村立の学校に係るものについては、都道府県教育委員会を経由して)提出。 ② 文部科学大臣は施設整備基本方針・計画に基づき予算の範囲内で事業を採択(内定)。 ③ 内定を受けた地方公共団体は「学校施設環境改善交付金交付申請書」を文部科学大臣に提出。 ④ 文部科学大臣は、提出された「学校施設環境改善交付金交付申請書」に基づき審査を行い、交付決定を行う。 ⑤ 交付対象事業者は、交付対象事業が完了したとき又は国の会計年度が終了したときは、「実績報告書」を文部科学大臣(交付対象事業者が市町村の場合には、都道府県教育委員会)に提出。 ⑥ 文部科学大臣は、実績報告書に基づき審査を行い、額の確定。 		
備考	—		
連絡先	文部科学省 大臣官房文教施設企画部施設助成課	TEL：03-6734-2000 FAX：03-6734-3743 URL： http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/taishin/index.htm	

文部科学省 2

施策名	社会教育による地域の教育力強化プロジェクト	予算額(百万円)	91
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	<p>都市化、核家族化、少子化による地域の教育力の低下など、地域社会の抱える課題や、地球温暖化など国を挙げて緊急に取り組むべき課題に対し、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設が解決に向けて積極的に関わることが求められている。また、そのような課題について、地域社会それぞれの実情に合わせて住民が協働して解決していくことを促す「仕組みづくり」を進める必要がある。</p> <p>このような中、社会教育に関する現状は、各施設や住民の個々の活動は定着しているものの、類似の取組が個別に実施されていることが多く、住民の多くが親しめる新たな取組手法の開発が進んでいない状況にある。</p> <p>このため、地域の抱える課題に対する効果的な取組事例の収集・提供や社会教育の振興方策の相談体制を整備するとともに、行政だけではなく地域やNPOなどの民間が主体となって課題解決に取り組むべき重要なテーマを指定して、地域の課題解決につながる仕組みづくりのための実証的共同研究を行い、地域が課題を解決する力の強化を図る。</p>		
対象者	<p>○民間団体（一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人、共益法人、特定非営利活動促進法による特定非営利活動法人等）</p> <p>○都道府県・指定都市・市町村教育委員会並びに地方公共団体を母体とする協議会</p>		
対象事業	<p>(1) 社会教育アドバイザーの委嘱（本省執行） 各地域で活躍する社会教育分野の有識者や実践的活動者等を、社会教育アドバイザーとして委嘱し、社会教育の振興方策に関する相談に応じ、現地に赴いて情報提供・助言を行うなど、地域における社会教育活動を支援する。</p> <p>(2) 「社会教育による地域の教育力強化プロジェクト」における実証的共同研究（委託事業） 社会教育による地域課題の解決に際し、効果的連携による相乗効果や、新たな取組手法の開発が期待される「環境教育」「人権教育」「高齢者支援」「学校と地域の総合的な活性化」「地域における効果的なネットワーク化・人材養成手法の開発」の5つのテーマについて、地域の実情に応じた課題解決に役立つ仕組みづくりのための実証的共同研究を行う。</p>		
支援内容	<p>○地方公共団体等の要望を受け、社会教育アドバイザーを派遣する。</p> <p>○予算の範囲内で実証的共同研究を委託し、地域の課題解決につながる仕組みづくりを行う。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>○社会教育アドバイザーの委嘱 各地域からの推薦等を踏まえて、文部科学省が委嘱する。</p> <p>○「社会教育による地域の教育力強化プロジェクト」における実証的共同研究 公募期間：4/27～5/27 ①公募期間内に企画申請書及び経費計画書を作成 ②選定委員会の審査を経て、委託契約を締結 ③事業の実施及び事業経費の支給</p>		
備考	—		
連絡先	<p>文部科学省 TEL：03-6734-3284</p> <p>生涯学習政策局社会教育課 FAX：03-6734-3718</p> <p>地域・学校支援推進室</p>		

文部科学省 3

施策名	学校・家庭・地域の連携による 教育支援活動促進事業	予算額(百万円)	9,450 の内数
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	教育基本法第13条、社会教育法第5条第15項		
概要	地域住民等の参画による地域の実情に応じた取組を有機的に組み合わせて、①授業等における学習補助や教員の業務補助などの学校支援、②放課後等に子どもたちの安心安全な活動場所を確保し学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する放課後等支援、③親への学習機会の提供や相談対応などの家庭教育支援、④子どもの安全確保のための見守り等、様々な教育支援活動を行う。		
対象者	都道府県、指定都市、中核市（間接補助事業として行う場合は、市町村（特別区を含む））とし、事業の一部を適当と認められる社会教育団体等に委託して行うことができる。		
対象事業	<p>(1) 推進委員会の設置 都道府県・指定都市・中核市においては、域内の教育支援活動等の総合的な在り方の検討を行うための推進委員会を設置。また、域内で実施される教育支援活動等に関わるコーディネーター等の資質向上や情報交換等を図るための研修等を実施。</p> <p>(2) 教育支援活動等の実施 市町村等においては、①域内の教育支援活動等の運営方法等を検討する運営委員会の設置、②教育支援活動等の企画や学校・地域との調整等を行うコーディネーター等の配置、③様々な教育支援活動の実施等を行う。</p> <p>※③教育支援活動の実施・運営について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業の補助、校内の環境整備、学校行事の運営支援など、学校の要望に応じた学校の支援活動（学校支援地域本部） ・放課後や週末等において、子どもの活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する放課後等の支援活動（放課後子ども教室） ・家庭教育支援チームの組織化等による相談対応、保護者への学習機会や親子参加行事の企画・提供など、家庭教育支援活動（家庭教育支援活動） ・登下校時における見守り・巡回等子どもの安全確保のための活動 等 		
支援内容	学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業を市町村（特別区を含む。）が実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として文部科学大臣が認める経費について予算の範囲内で補助金を交付する。（補助率：1/3）		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>①都道府県、指定都市、中核市が、実施する学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業の事業内容、経費等を記した交付申請書を提出</p> <p>②予算の範囲内で定率を交付</p>		
備考	—		
連絡先	文部科学省 生涯学習政策局社会教育課 地域・学校支援推進室	TEL : 03-6734-3260 FAX : 03-6734-3718 URL : http://www.houkago-plan.go.jp/ http://www.mext.go.jp/a_menu/01_1/08052911/004.htm	

文部科学省 4

施策名	へき地児童生徒援助費等補助金	予算額(百万円)	978
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	へき地教育振興法第3条第4号、第3条第5号、第6条第1項		
概要	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在する公立の小・中学校（へき地学校等）の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づいて所要の措置を講じている。		
対象者	都道府県・市町村		
対象事業	<p>①スクールバス・ボート等購入費 へき地学校、学校統合等の通学条件の改善を図るためにスクールバス・ボートを購入する都道府県並びに市町村に対する補助</p> <p>②寄宿舎居住費 寄宿舎に入居した児童・生徒の保護者が支弁することとなる寄宿舎居住に要する食費・日用品費及び寝具費の徴収を免除する都道府県並びに市町村に対する補助</p> <p>③高度へき地修学旅行費 高度へき地学校（3級～5級）の児童・生徒が参加する修学旅行に要する経費のうち、交通費、宿泊費を負担する都道府県並びに市町村に対する補助</p> <p>④遠距離通学費 学校統合により遠距離通学となる児童・生徒（児童4km以上（豪雪地帯2km以上）、生徒6km以上（豪雪地帯3km以上））の通学に要する交通費を負担する市町村に対する補助</p> <p>⑤保健管理費 a. 医師等派遣事業 児童・生徒の健康管理の適正な実施を図るために実施する健康診断及び健康相談を行う場合、又は、学校環境衛生等の維持改善を図るために必要な検査を行う場合における医師、歯科医師、薬剤師の派遣に必要な謝金及び旅費についての補助 b. 心臓検診事業 へき地学校等の小学校第1学年（又は第4学年）並びに中学校第1学年の児童・生徒を対象として行う心電図検診事業における専門医、技術者等の派遣に必要な経費等についての補助</p>		
支援内容	補助率 1/2 （但し、高度へき地修学旅行費については、2/3（財政力指数0.4未満）、保健管理費における心臓検診事業については、1/3）		
変更のポイント	高度へき地修学旅行費の補助対象から「見学科等」を外し、「交通費、宿泊費」のみに変更した。		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>平成23年3月下旬 文部科学省が都道府県に対し事業計画書の提出を依頼</p> <p>平成23年5月中旬 都道府県が文部科学省に対し事業計画書を提出</p> <p>平成23年6月上旬 文部科学省が都道府県に対し交付内定及び交付申請書の提出を依頼</p> <p>平成23年6月中旬 都道府県が文部科学省に対し交付申請書を提出</p> <p>平成23年7月上旬 文部科学省が都道府県に対し交付決定</p> <p>平成23年10月上旬 文部科学省が都道府県に対し事業状況報告書の提出を依頼</p> <p>平成23年11月下旬 都道府県が文部科学省に対し事業状況報告書を提出</p> <p>平成23年12月中旬 文部科学省が都道府県に対し変更・追加交付内定及び変更・追加交付申請書の提出を依頼</p> <p>平成24年1月下旬 都道府県が文部科学省に対し変更・追加交付申請書を提出</p> <p>平成24年3月上旬 文部科学省が都道府県に対し変更・追加交付決定</p>		
備考	—		
連絡先	<p>文部科学省</p> <p>初等中等教育局</p> <p>財務課庶務・助成係</p>	<p>TEL：03-6734-2027</p> <p>FAX：03-6734-2566</p>	

文部科学省 5

施策名	豊かな体験活動推進事業(学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部)	予算額(百万円)	9,450の内数
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	学校教育法 第21条第2項 第31条		
概要	児童の豊かな人間性や社会性を育むため、小学校において実施する3泊4日以上の日数での自然の中での集団宿泊活動を支援することで、小学校における豊かな体験活動を全国的に普及させ、より充実した展開を推進する。		
対象者	交付先：都道府県・指定都市・中核市 ※本事業の実施主体は都道府県・指定都市・中核市とする。また、間接補助事業として行う場合は、市町村とする。		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然宿泊体験事業～子ども農山漁村交流プロジェクト～ 農林水産省が指定する受入モデル地域又はその他の受入地域において、原則として小学校が実施する3泊4日以上宿泊体験を通じた自然体験活動等の事業。 ○ 体験活動推進協議会 各都道府県・指定都市・中核市において、地域の実態等を踏まえ、体験活動を円滑に実施するために、様々な体験活動を推進していく上での課題や成果についての議論、好事例の収集、学校への情報提供、取組の普及等を行う体験活動推進協議会を設置・運営する事業。 		
支援内容	<p>上記対象事業について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 都道府県・指定都市・中核市が直接実施する事業（その全部又は一部を委託して実施する場合も含む。） ② 市町村が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業に対して補助する。（補助率1/3） 		
変更のポイント	支援対象に中核市を加えた。		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>補助を受ける手順は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①都道府県・指定都市・中核市が、事業計画書を作成し文部科学省へ提出。 ②文部科学省が事業計画書を審査し、内定を事業を実施する都道府県・指定都市・中核市へ通知。 ③事業を実施する都道府県・指定都市・中核市が補助金交付申請書を文部科学省に提出。 ④文部科学省が補助金交付申請書を審査し、補助金の交付を決定。 ⑤文部科学省が補助事業者に補助金を交付。 		
備考	—		
連絡先	文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課生徒指導室	TEL：03-6734-3299 FAX：03-6734-3735 URL：	

文部科学省 6

施策名	イノベーションシステム整備事業 (地域イノベーション戦略支援プログラム)	予算額(百万円)	11,059
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	新成長戦略等		
概要	<p>これまでのクラスター形成等の成果を着実に発展させるとともに、地域イノベーション創出に向けた主体的かつ優れた構想に対して、関係府省の施策を総動員するシステムを構築し、文部科学省では、大学等の地域貢献機能を強化するため、ソフト・ヒューマンに対する重点的な支援を行う。</p>		
対象者	大学等研究機関等		
対象事業	<p>これまで優れた研究開発ポテンシャルを有する地域の大学等を核とした産学官共同研究を実施してきた地域であって、引き続き課題が継続する地域に支援を行うとともに、産学官等の参画機関が連携して、地域の強みや特性を活かした取組を通じて、持続的・発展的にイノベーションを創出する仕組みの構築を図ろうとする地域であって、以下の(1)又は(2)のいずれかに選定された地域のうち、文部科学省による支援が地域イノベーション戦略の実現へ大きく貢献すると認められる地域に対して、以下の(a)～(d)のメニューを組み合わせる支援を行う。</p> <p>(1) 国際競争力強化地域：海外からヒト・モノ・カネを惹きつける強力なポテンシャルを持った地域</p> <p>(2) 研究機能・産業集積高度化地域：地域の特性を活かしたイノベーションが期待でき、将来的には海外市場を獲得できるポテンシャルを有する地域</p> <p>(a) 地域イノベーション戦略の中核を担う研究者の集積支援</p> <p>(b) 地域イノベーション戦略実現のための人材育成プログラムの開発、実施の支援</p> <p>(c) 大学等の知のネットワーク構築支援</p> <p>(d) 地域の大学等研究機関での研究設備・機器等の地域における共用化支援</p>		
支援内容	<p>【継続課題地域】都道府県又は政令指定都市が指定した中核機関に補助金を支出し、大学等公的研究機関における研究開発を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1～10億円程度×課題が終了する年まで(最長で平成25年度まで) ただし、各地域に、国の補助金額と同額(事業類型によっては1/2)以上の事業の実施を求める。 <p>【新規採択地域】選定された地域に対して、関係府省事業により優先的又は追加的な支援を実施。平成23年度において文部科学省からは、知的財産の取得、人材育成等(ソフト・ヒューマン)に重点をおいた補助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1～2億円×5年(3年目及び5年目に厳正な評価を行い支援継続を判断) ただし、各地域における関係機関が支出する資金額の範囲内で補助金を交付する。 		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>平成23年1月31日 公募開始</p> <p>平成23年4月28日 公募締め切り</p> <p>平成23年7月下旬頃 採択結果の公表(予定)</p>		
備考	—		
連絡先	<p>文部科学省</p> <p>科学技術・学術政策局</p> <p>産業連携・地域支援課</p>	<p>TEL : 03-6734-4194</p> <p>FAX : 03-6734-4172</p> <p>URL : http://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/detail/1301854.htm</p>	

文部科学省 7

施策名	総合型地域スポーツクラブの育成推進事業	予算額(百万円)	195
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	スポーツ振興基本計画（平成12年9月文部大臣告示（平成18年9月改定））		
概要	クラブ育成アドバイザーによる巡回・指導や総合型地域スポーツクラブに関する情報提供などの取組を実施することにより、地域密着型のスポーツの場である総合型地域スポーツクラブの全国展開を一層推進する。		
対象者	交付先：業務を委託する民間団体 ※ 支援先は総合型地域スポーツクラブの育成についてのノウハウがない未創設市区町村及び創設準備中の総合型地域スポーツクラブなど。		
対象事業	①総合型クラブ育成委員会等の開催 総合型クラブの育成に関する理解を深めるための育成委員会や、創設準備中のクラブの担当者と先進クラブ関係者との連携強化を図るクラブミーティング等を開催する。 ②総合型クラブ育成アドバイザーの養成・派遣 総合型クラブの育成に関して、クラブ育成アドバイザー（クラブの創設、育成に関して高度なノウハウを持ち、市町村や地域に出向いてアドバイスを行う者）の配置による育成対象クラブの巡回・指導及びクラブ育成アドバイザーの資質向上のための研修会を開催する。 ③総合型クラブ育成情報提供事業の実施 総合型クラブの育成に関する各地域の取組事例（クラブ設立・運営方法、クラブマネージャー・実技指導者等の養成、実施プログラム内容等の諸課題への対処方法）など、クラブづくりに役立つ情報を提供する。		
支援内容	対象事業の具体例 ・クラブを創設する人向けに、講演会や事例発表等を通じて最新情報を提供 ・すでに活動するクラブのスタッフによる、創設に関するアドバイス ・クラブ創設を支援した経験を有する市町村行政の担当者による、創設支援に関するアドバイス ・クラブ創設についての各種の相談等に応じる ・クラブ創設、育成に関する研修会や講習会などに講師を派遣 ・クラブ育成ガイド（冊子）を希望者に配布 ・公式メールマガジンの登録者への配信		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	上記の対象事業を1民間団体に業務委託し、必要経費を委託費として支出。 （委託期間は契約締結日から当該年度末期まで）		
備考	—		
連絡先	文部科学省 スポーツ・青少年局 スポーツ振興課	TEL：03-6734-2998 FAX：03-6734-3792 URL： http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/club/1234767.htm	

文部科学省 8

施策名	公立中学校武道場の整備	予算額(百万円)	4,534 <small>(学校施設環境改善交付金の内数)</small>
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第1項		
概要	平成24年度から中学校で必修となる武道を安全かつ円滑に実施できるよう、中学校武道場の整備を促進する。		
対象者	交付先：都道府県及び市区町村		
対象事業	<p>○公立中学校武道場新築事業</p> <p>・補助対象面積</p> <p>柔道場、相撲場 : 250㎡</p> <p>剣道場、なぎなた場 : 300㎡</p> <p>柔剣道場 : 450㎡</p>		
支援内容	学校施設環境改善交付金において、原則、対象経費の1/2を補助		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>学校施設環境改善交付金を受ける手順は、以下のとおり。</p> <p>① 地方公共団体は、文部科学省告示として定めた施設整備基本計画に即して、施設整備計画を作成及び文部科学大臣に（市町村立の学校に係るものについては、都道府県教育委員会を経由して）提出。</p> <p>② 文部科学大臣は施設整備基本方針・計画に基づき予算の範囲内で事業を採択（内定）。</p> <p>③ 内定を受けた地方公共団体は「学校施設環境改善交付金交付申請書」を文部科学大臣に提出。</p> <p>④ 文部科学大臣は、提出された「学校施設環境改善交付金交付申請書」に基づき審査を行い、交付決定を行う。</p> <p>⑤ 交付対象事業者は、交付対象事業が完了したとき又は国の会計年度が終了したときは、「実績報告書」を文部科学大臣（交付対象事業者が市町村の場合には、都道府県教育委員会）に提出。</p> <p>⑥ 文部科学大臣は、実績報告書に基づき審査を行い、額の確定。</p>		
備考	—		
連絡先	文部科学省 スポーツ・青少年局 スポーツ・青少年企画課	TEL : 03-6734-2672 FAX : 03-6734-3790	

文部科学省 9

施策名	文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業	予算額(百万円)	7,068
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等			
概要	日本各地の「たから」である多様で豊かな文化遺産を活用し、伝統行事・伝統芸能の公開・後継者養成、重要文化財等の公開活用や史跡等の復元・公開など、文化振興とともに観光振興・地域経済の活性化に資する、各地域の実情に適した総合的な取組を支援する。		
対象者	実行委員会、文化財所有者、管理団体、地方公共団体等		
対象事業	都道府県・市町村（特別区を含む。）が、地域の多様で豊かな文化遺産を活用し、文化振興とともに観光振興・地域経済の活性化を推進する地域の特色ある総合的な取組を計画し、この計画に基づいて実施する取組に、文化庁が補助金を交付する。		
支援内容	<p>(1) 地域の文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業 地域の文化遺産に関する情報発信、人材育成、普及啓発、継承、記録作成、調査研究等について補助金を交付する。</p> <p>(2) ミュージアム活性化支援事業 美術館・歴史博物館が中心となった地域文化資源活用、地域連携強化、新規利用者層創出、国際交流拠点形成について補助金を交付する。</p> <p>(3) 重要文化財建造物等公開活用事業 重要文化財建造物、登録有形文化財建造物又は重要伝統的建造物群保存地区の公開活用のための保存活用計画の策定、設備等整備などについて補助金を交付する。</p> <p>(4) 史跡等及び埋蔵文化財公開活用事業 史跡、名勝、天然記念物及び埋蔵文化財に関する公開活用のための復元、設備等整備などについて補助金を交付する。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>【予定】</p> <p>平成23年4月募集開始</p> <p>平成23年5月16日募集締切り</p> <p>平成23年7月事業決定（予定）</p>		
備考	—		
連絡先	文化庁文化財部 伝統文化課助成係 津田	TEL : 03-6734-2871 FAX : 03-6734-3820 URL : tuda@bunka.go.jp	

文部科学省 10

施策名	重要伝統的建造物群保存地区保存修理事業補助金	予算額(百万円)	936
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	文化財保護法第146条		
概要	重要伝統的建造物群保存地区を構成する伝統的建造物の保存修理、一般建築等の修景、伝統的建造物の公開活用を図るための保存整備を実施し、保存地区における歴史的風致の維持・向上を図り、魅力あるまちづくりに貢献する。		
対象者	交付先：市町村 ※市町村が直接実施する事業の経費に対する補助（直接補助）、市町村が所有者等の事業に補助する経費に対する補助（間接補助）の両者を含む。		
対象事業	重要伝統的建造物群保存地区内で実施する以下の事業が対象 ○伝統的建造物の特性を維持するために必要な破損の補修、痕跡等に基づく復原、耐震補強等を行う保存修理事業 ○保存地区の歴史的風致を維持するため、伝統的建造物以外の建造物の外観を修景する修景事業 ○保存地区の普及啓発の促進のため、伝統的建造物の公開活用に要する内部の修理、復原、整備を実施する公開活用事業		
支援内容	事業経費の50%を補助金として交付 （交付先の市町村が財政再建団体、過疎地域の場合65%、沖縄県は80%）		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	①事業年度の前年度7月頃及び1月頃に、各都道府県の重要伝統的建造物群保存地区内の保存修理事業計画について、各都道府県担当者から文化庁がヒアリング ②文化庁がヒアリングをもとに、予算額と事業の必要性及び緊急性を総合的に勘案して、補助金交付先を選定 ③文化庁より市町村へ補助金を交付（4月以降）		
備考	—		
連絡先	文化庁 文化財部参事官（建造物担当）	TEL：03-6734-2794 FAX：03-6734-3823 URL： kenzo@bunka.go.jp	

文部科学省 1 1

施策名	優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業	予算額(百万円)	1,896
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	—		
概要	地域の舞台芸術の振興を牽引する劇場・音楽堂等が、地域住民や芸術関係者等とともに取り組む、舞台芸術の制作、教育普及、人材育成等を支援（地域の中核劇場・音楽堂）するとともに、我が国の舞台芸術の水準を向上させる牽引力となっているトップレベルの劇場・音楽堂への支援（重点支援劇場・音楽堂）や、複数の劇場・音楽堂と芸術団体等が共同で行う新たな創造活動等への支援（共同制作公演）をすることにより、地域住民の鑑賞機会等の充実を図るため、国庫補助を行う。		
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体又は法人格を有する団体 ・文化の振興普及に係る活動を主たる目的とした劇場・音楽堂等を管理運営する者、地方公共団体、芸術関係者、地域住民の代表者などで構成された実行委員会等 		
対象事業	劇場・音楽堂等が実施する自主制作公演、教育普及事業、人材育成事業等		
支援内容	当該事業及び事業の準備に要する経費のうち、補助対象経費（出演費、会場費、旅費、宣伝費等）の2分の1を限度として補助。		
変更のポイント	①重点支援劇場・音楽堂、②地域の中核劇場・音楽堂、③共同制作公演の3分野に拡充するとともに、委託事業から補助事業に変更。		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<ul style="list-style-type: none"> ①事業の公募 ②外部有識者による審査を経て、文化庁にて採択・不採択の決定及び申請団体へ通知 ③採択団体による事業の実施 ④採択団体から文化庁へ実績報告書の提出 ⑤文化庁にて額の確定、精算 ⑥採択団体から文化庁へ事業完了報告書の提出 ⑦外部有識者による事後評価を実施 ⑧評価結果を文化庁から採択団体へ通知 		
備考	—		
連絡先	文化庁芸術文化課 文化活動振興室劇場音楽堂担当	TEL : 03-6734-2835 FAX : 03-6734-3816 URL : http://www.bunka.go.jp/geijutsu_bunka/02gekijyo_ongakudo/h23.html	